

# 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

令和2年6月  
日立市都市建設部建築指導課

## 1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和2年2月5日付け国住指第3643号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

## 2. 現状の分析等

### (1) 審査に要する所要期間の把握・分析

本市における建築基準法（以下、「法」という。）第6条第1項による建築確認の審査に要する平均所要時間（平成31年4月～令和2年3月に確認済証を交付した建築物を対象）は下表のとおりとなっている。

法第6条第1項第1号から第3号の建築物の確認審査のうち、構造計算適合性判定を要する物件（以下、「適判物件」という。）における総日数は、事前相談を含めて48.3日となっており、実審査日数は20.7日という状況にある。構造計算適合性判定を要しない物件（以下、「非適判物件」という。）における総日数は、事前相談を含めて88.4日となっており、実審査日数は31.9日という状況にある。

また、法第6条第1項第4号建築物の審査に要する平均所要時間は、申請者の図書の修正を含めて13.0日となっており、実審査日数は5.3日という状況にある。

法区分		事前相談		確認審査		合計	
		総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
第1号 ～ 第3号	適判物件	37.0	17.0	11.3	3.7	48.3	20.7
	非適判物件	77.6	23.3	10.8	8.6	88.4	31.9
第4号		—	—	13.0	5.3	13.0	5.3

※実審査日数とは、総日数から図書の補正等により審査が中断した日を除いた日数

### (2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析及びその対応

本市における確認審査では、受付したすべての確認申請に対して、法定審査期間内に修正等の指摘事項を設計者等に連絡を行っている。

しかし、確認済証の交付までの期間については、図書の補正・追加説明書の作成などに設計者等の対応が遅れたり、避難規定等の法解釈上の相違や関係図書の不整合性により、図書の補正等に時間を要している物件もある。

今後、確認審査の迅速化等を推進するためには、受付時の申請図書等の整合性のチェックや補正の指示後のフォローアップ等に取り組んでいく必要がある。

### (3) 確認審査の流れ

①事前相談 → ②受付 → ③消防同意（同意が必要な場合） → ④審査の実施  
→⑤確認済証の交付

### (4) 確認審査の体制

建築主事の下、2名で審査を行っている。

### (5) 事前相談

建築確認を円滑に処理することを目的に、建築基準法第6条第1項第1号～第3号までの建築物の確認申請については、必要に応じて事前相談を実施している。

### (6) 審査担当者会議等

法の解釈や法の改正等による対応の変化は、審査担当者の中で打合せ等を実施し、執行体制を整えている。

また、茨城県特定行政庁連絡協議会において意見交換等を行い、建築確認審査業務の円滑化及び迅速化等を図っている。

## 3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

## 4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組み方針を以下のように定める。

### (1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

確認申請の受付の際に、①記載すべき事項が欠落していないか、②図書の整合性がとれているか、③法適合上大きな問題がないか等について、受付時審査のチェックシート等を作成する。

以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。

①申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。

②設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

### (2) 審査方法（審査手順・申請者等とのやりとり方法を含む。）の改善

補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は概ね2週間以内とするが、内容に応じて申請者等との協議により決定する。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。

補正等の書面の交付を行った物件のうち、期限を過ぎても補正が行われない物件については、確認審査の迅速化等を推進するために当該物件が長期間放置されないよう、再度、電話等により状況確認等を行う。

指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し調整する。

### (3) 審査体制の改善

円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、設備審査、構造審査をできる限り並行して審査を行うことができるよう、審査体制の充実について検討する。

### (4) 消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

消防同意については、本市の消防部局の協力の下、並行審査を行っていく。また、確認申請時に訂正事項が生じた場合の訂正事項の消防保管図面との整合(反映)を図ることを徹底していくとともに、消防部局と十分な調整や情報交換を行う。

### (5) 特定行政庁と指定確認検査機関などの建築関連団体との意見交換の実施

茨城県特定行政庁連絡協議会などを通して、県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、設計者との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

### (6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施

建築主事が、物件ごとの審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、指定構造計算適合性判定機関と十分な調整を行う。

## 5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的な取り組み方針を以下のとおり定める。

### (1) 物件毎の進捗管理

円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件ごとの審査状況の進捗を建築主事が管理するものとする。審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。また、毎月、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

### (2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

審査に係る苦情を受け付ける窓口を建築指導課に設置し、HPを開設する等窓口の多様化を図る。

### (3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

寄せられた苦情については、建築指導課において定期的に整理し、建築指導課長の下に実態を調査し、必要に応じてバラツキ是正等のための指導を行うものとする。

### (4) 審査員への指導等の取組み方針

建築主事が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。

審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

(5) その他審査バラツキ是正のための取組み

日本建築行政会議や茨城県特定行政庁連絡協議会を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図るとともに、指摘事項等のバラツキの削減を図る。

**6. その他**

(1) 設計者等との意見交換の実施

必要に応じて、建築関係団体との間で意見交換を行う場を設けることとする。